

平成30年度

中山間地域等直接支払交付金制度の実施状況について

福知山市

I 事業概要

1. 事業背景・見込まれる効果

福知山市は、由良川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等で荒廃農地が増加することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、福知山市では、荒廃農地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金(以下、「交付金」という。)を平成27年度から第4期対策として実施している。

当該交付金により、適正な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ交付金の対象地域の経済活動や生活環境等が改善されるとともに、当該地域以外の地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能が及ぶものと期待される。

2. 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(7) 特定農山村法・山村振興法・過疎地域自立促進特別措置法の指定地域

雲原、金山、三岳、金谷、上川口、下川口、上六人部地域の旧7ヶ村

旧三和町全域

旧夜久野町全域

旧大江町全域

(イ) 京都府知事が地域の実態に応じて指定する地域

イ 対象農用地

(7) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 市長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
 - アの(ア)に示す指定地域のうち、市長の判断によるもの
 - 緩傾斜農用地(田:1/100~1/20 未満、畑、草地、採草放牧地:8~15 度未満)
- (オ) アの(イ)に示す指定地域のうち、福知山市の農振農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 5 8 号）第 8 条第 2 項第 1 号に定める農用地区域をいう。）の 5%を上限とする次の要件を全て満たす農用地であること。
 - a 集落営農組織の設立が見込まれる地域
 - b 急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑 15 度以上）で構成される団地で、その面積が 1 h a 以上であること。ただし、集落協定等の認定時において、1 h a 以上であった団地の面積が 1 h a 未満となった場合においても、引き続き平成 31 年度まで交付の対象とすることができる。

3. 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- (1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要であれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- (2) 農業従事者一人当たりの所得が各都道府県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。
- (3) 認定農業者に準ずる者とは、例えば、福知山市の福知山市農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

4. 交付金の使用方法

福知山市の交付金の使用方法については、次のとおり本市のガイドラインを定めることとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

(1) 集落協定の場合

- ア 市は、直接支払いの額を集落の代表者に対し交付する。
 - 集落の代表者は、次のイ及びウに対して支出する。
- イ 集落の共同取組の実施に次のとおり支出する。

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。

(ア) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費

(イ) 耕作放棄地の復旧等その他集落の農地の維持管理における共同の取組としての活動に要する経費

(ロ) 水路・農道等の維持管理費（として、地区管理者に支払う額）

(ハ) 多面的機能を増進する活動に要する経費

(ニ) 将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費

(ホ) 加算措置（規模拡大加算、土地利用調整加算、小規模・高齢化集落支援加算、法人設立加算、集落連携促進加算）適用の為に取り組むべき活動に要する経費

(ヘ) 既耕作放棄地の復旧又は林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経費

(ト) 交付金の積立・繰越

(チ) その他

ウ 筆毎の耕作者に耕作面積の割合等に応じて支払う。

(注) 農作業受委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより、いずれかに交付した後、両者が話し合って按分する。

交付単価（10aあたり）

地目	区分	基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜(傾斜度1/20以上)	16,800円	21,000円
	緩傾斜(傾斜度1/100以上)	6,400円	8,000円
畑	急傾斜(傾斜度15度以上)	9,200円	11,500円
	緩傾斜(傾斜度8度以上)	2,800円	3,500円

※担い手の育成など、より前向きな活動をすることで体制整備単価が適用

II 実施状況の概要

1. 協定数

67協定（基礎単価：37協定、体制整備単価：30協定）

参加者総計：3,974

（農業生産法人、農作業受委託組織を含む）

2. 市内対象農用地面積

	田(m ²)		畑(m ²)		計
	急傾斜農用地	緩傾斜農用地	急傾斜農用地	緩傾斜農用地	
基礎単価 取組協定	2,028,979	2,797,280	953	33,889	4,861,101
体制整備 単価取組協定	2,711,265	1,808,666	1,811	26,396	4,548,138
小計	4,740,244	4,605,946	2,764	60,285	9,409,239
計	9,346,190		63,049		

※基礎単価：「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合で、交付単価の8割を交付。

※体制整備単価：「体制整備のための前向きな活動」を行う場合で、交付単価の10割を交付。

2. 活動内容

（基礎単価）

- ・適正な耕作放棄の防止等の活動（農作業の委託・農地法面の管理等）
：67協定
- ・適正な道・水路の管理活動
：67協定
- ・適正な多面的機能の維持・増進活動（市民農園の開設・景観作物の作付け等）
：67協定

（体制整備単価）

- A要件
 - ・機械・農作業の共同化
：3協定、平成30年度実績275,393 m²
 - ・担い手への農地集積
：3協定、平成30年度実績60,388 m²
- B要件
 - ・新規就農者の確保
：1協定、平成30年度実績47,896 m²
 - ・地場産農産物の加工・販売
：1協定、平成30年度実績47,896 m²
- C要件
 - ・集団的かつ持続可能な体制整備
：29協定、平成30年度実績4,500,242 m²

活動例



田植え体験



農道法面の草刈り

4. 交付金総額 124,818,476 円 (平成30年12月、平成31年3月の2回に分けて交付)

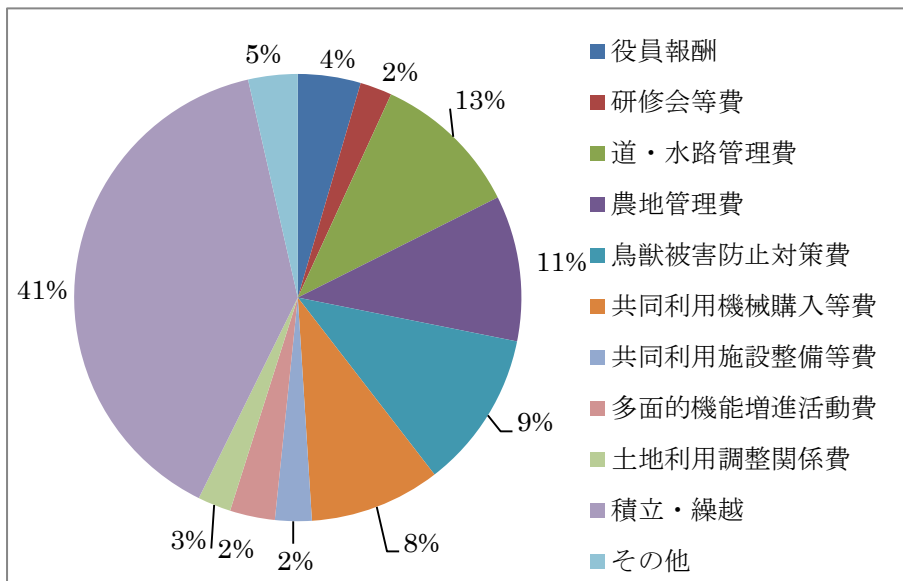
5. 交付金使途

(30年度交付金 実績)

※平成30年12月支払分（平成30年度交付金概算分）と平成31年3月支払分（平成30年度交付金精算分）の交付金使途状況となります。

1)協定ごとの共同取組費	155,365,837 円
内、積立金等	63,281,479 円
2)個人配分	39,515,485 円

共同取組費の配分実績



使途	割合
役員報酬	4%
研修会等費	2%
道・水路管理費	13%
農地管理費	11%
鳥獣被害防止対策費	9%
共同利用機械購入等費	8%
共同利用施設整備等費	2%
多面的機能増進活動費	2%
土地利用調整関係費	3%
積立・繰越	41%
その他	5%

6. 協定別交付対象面積および交付金総額

No.	集落・個別協定名	交付対象面積 (㎡)	交付金総額 (円)
1	雲原	201,412	2,478,259
2	天座一区	109,982	1,596,531
3	天座二区	238,816	1,645,833
4	坂浦	47,149	939,535
5	下野条	74,327	1,211,336
6	上野条	171,613	4,295,818
7	行積	65,574	784,530
8	長尾	112,695	1,641,221
9	三岳	705,881	9,073,501
10	大見長祖	49,154	336,690
11	猪野々	97,720	1,127,873
12	野花	87,765	1,843,065
13	野笹	95,842	1,365,334
14	上下大内	69,124	887,454
15	十三丘	45,002	611,306
16	大呂	131,269	1,264,335
17	三俣	99,080	1,438,516
18	上野	61,877	678,729
19	生野	21,285	357,584
20	萩原	43,937	351,496
21	下豊富	431,081	9,052,701
22	上豊富	324,549	6,815,529
23	佐賀	233,314	4,899,594
24	菟原下一	94,269	851,600
25	菟原下二	127,352	1,493,563
26	菟原中	192,043	1,477,830
27	友渚	121,661	1,312,757
28	大身	129,398	1,683,117
29	西松	67,174	888,665
30	田ノ谷	22,685	145,174
31	中出	126,989	1,853,476
32	辻	159,137	1,430,009
33	千束	140,428	898,693
34	寺尾	73,499	692,946

No.	集落・個別協定名	交付対象面積 (㎡)	交付金総額 (円)
35	草山	123,778	1,389,249
36	芦渚	156,592	1,767,244
37	梅原	142,955	1,300,121
38	川合地域農場づくり協議会	417,760	4,904,885
39	下川合	103,922	1,370,069
40	畑	303,321	3,602,695
41	今西中	164,970	2,376,400
42	むつわ	94,809	961,181
43	千原	233,409	2,072,113
44	日置	98,878	632,791
45	末	156,165	1,625,285
46	高内	105,695	761,489
47	大油子	193,942	1,362,555
48	小倉	167,607	2,525,586
49	門垣	103,876	992,338
50	副谷	323,502	5,433,261
51	山金	154,927	1,717,057
52	直見中	194,217	3,204,863
53	みなもと	190,048	3,698,486
54	板生口	205,800	1,779,128
55	羽白	119,131	1,699,467
56	板生中	98,109	1,296,074
57	板生奥	136,213	2,505,339
58	平野水上	211,376	2,482,773
59	水坂	89,457	1,229,606
60	毛原	47,896	1,144,485
61	佛性寺	80,815	914,862
62	北原	47,747	775,074
63	西部	50,078	615,075
64	小原田西	10,154	170,579
65	尾藤奥	61,562	538,299
66	二箇	27,840	178,163
67	六十内	19,605	367,284
	67協定	9,409,239	124,818,476

